

ハートパル

2015年
6月
157号

平成27年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

かける イコール

「地域力×女性力=無限大の未来」

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。内閣府では「身近な女性の活躍を地域ぐるみで応援するキャッチフレーズ～女性の力を活かして元気な地域社会をつくるために～」を募集し、応募総数2,331点の中から、審査の結果、坂本直哉さん（千葉県）の作品が最優秀作品として選ばれました。



詳しくは、内閣府ホームページ（右記）をご覧ください。【 <http://www.gender.go.jp/> 】

2015

ハートパルまつり

7/4 SAT, 5 SUN 10:00～16:00 (両日)

会場：大村市男女共同参画推進センター（総合福祉センター3F） 託児あり（要予約）

託児・講座等の申込×切日【6/30（火）】

★体験

- ・フラダンス体験
- ・プリザーブドフラワー
体験教室（※要予約、実費1,000円）
- ・古布を使った小物作り（実費300円）
- ・チェアエクササイズ
- ・缶バッジ作り（実費300円）
- ・花苗の寄せ植え体験・販売（実費350円～）

★講座

- ・終活を考えましょう
- ・パソコン教室（※要予約）
- ・ミニ手話講座
- ・笑いヨガ講座
- ・おいしい珈琲のいれ方教室
（※要予約、実費500円）

今年も「男女共同参画週間」にちなみ“ハートパルまつり”を開催します。みんなで遊びに来てね♪



★パネル展示

当センターの利用団体等による活動発表です。

様々な取組や活躍をぜひご覧ください！

★お弁当&パン&おむらんちゃんグッズ等販売
オレンジクローバー（大村市内障害者施設合同）による物品販売♪

★その他イベント

- ・絵本読み聞かせ（市内男子高校生によるおはなしびっくり箱）
- ・男性合唱
- ・親子で遊ぼう赤ちゃん広場（※要予約、実費500円）
- ・マンドリン演奏
- ・民謡披露

※臨時駐車場をご用意しておりますが、数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お申込・お問合せは、ハートパルまで。詳しい内容は別途チラシをご覧ください。

第30回 男女雇用機会均等月間

6月は第30回男女雇用機会均等月間です 資料2

**職場のマタハラで
つらい思い、していませんか？**
「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください！

この様なことを理由として
 ・妊娠、出産
 ・産前、産後
 ・妊娠経過やつわり、切迫流産で仕事を休んだ
 など
 不利益取扱いを行うことは違法です
 ・解雇
 ・退職の強要
 ・正社員からパートへの契約変更の強要
 など

ご相談・お問い合わせは**労働局雇用均等室**へ
※電話は無料です。秘密は守られます。

雇用均等室 | 検索 |

【テーマ】

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～

【取組】

1. 妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い禁止に関する周知徹底のための広報活動の実施。
2. 事業主に対する妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い禁止の徹底・指導の集中実施。

例えばこんなことを理由として

- 妊娠した、出産した
- 妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ
- つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- 産前・産後休業をとった
- 育児休業をとった
- 子どもが病気になり、看護休暇をとった
- 育児のため残業や夜勤の免除を申し出たなど。

こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 退職を強要された
- 契約更新がされなかった
- 正社員からパートになれと強要された
- 減給された
- 普通ありえない様な配置転換をされたなど。

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女の均等な取扱いや女性が活躍する社会の実現を目指して、男女雇用機会均等法や「ポジティブ・アクション」への社会一般の認識・理解を深める機会としています。

労働に関する詳しい情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン

労働条件でお悩みの方！お電話ください！！

労働者の方も 事業主の方も

労働条件がわからない...
 残業手当の計算方法がわからない
 労働条件通知って必要なの？
 残業がすごい

0120-811-610

夜間・土日に無料でご相談をお受けしています。

相談時間 月・火・木・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く) ※年中無休の自営・無休等により相談受付を一時停止することがあります。

労働者の方 や 事業主の方

労働条件に関する様々な「疑問」「悩み」をお電話でご相談下さい。

夜間・土・日に無料でご相談できます。

(12月29日～1月3日は除く)

【相談時間】月・火・木・金→ 午後5時～午後10時
 土・日→ 午前10時～午後5時



厚生労働省 検索

詳しい内容はコチラ

《 連絡先・問合せ先 》 大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0825

大村市西三城町8番地 総合福祉センター3階

TEL：0957-54-8715 Fax：0957-54-8700

Eメール：danjyo-s@city.omura.lg.jp

利用時間 9:00～22:00

問合せ時間 8:30～17:30

(年末年始は休館)